

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率を高め、意思決定の迅速化、機動性の向上を図ることにより企業価値を向上させる必要があると考えておりますが、同時に経営の健全性と透明性を高めるために、経営監視機能の強化とコンプライアンス(法令遵守)の徹底が重要であると認識しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
金 健一	4,851,600	17.56
エーツーアイコンパニーリミテッド	3,425,400	12.40
徐 躍平	1,450,000	5.25
竹内 秀人	985,900	3.57
シービーホンコンコアセキュリティーズデポジトリーエトレード	783,900	2.84
パークレイズ バンク ピーエルシー シンガポール ウェルス マネジメント	456,100	1.65
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505018	400,000	1.45
日本橋通販本舗株式会社	391,000	1.42
篠原 洋	342,500	1.24
三井 慶満	211,000	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

#### 補足説明

該当事項はありません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携につきましては、監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査室が提出する内部監査報告書を監査の都度閲覧し、必要に応じて意見交換及び助言を行っております。また監査役は、会計監査人から決算の監査結果の講評を聴取するとともに、必要に応じて会合を持ち、相互の機能を補完しながら、厳正かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
新穂 均	弁護士									○
楊 燕姫	その他									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
新穂 均	○	—	弁護士である新穂均氏は、法律の専門家として豊富な経験と優れた知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任いたしました。

			た。 また、同氏と当社間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定いたしております。
楊 燕姬		——	楊 燕姬氏は、中国国内で会社役員を歴任するなど、その豊富な経験を当社の監査に反映して頂くことを期待し、社外監査役に選任いたしました。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <span style="background-color: orange;">更新</span>	実施していない
該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span>	

役員報酬は業績等を包括的に検討したうえで決定しており、経営状況に見合った役員報酬であると判断していることから、現時点ではインセンティブの付与を行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明	

平成22年12月期の取締役及び監査役の報酬等の額は、事業報告及び有価証券報告書において開示しており、その総額は174百万円であります。なお、報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書にて個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社役員の報酬等の額については、平成12年10月30日株主総会決議において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会より一任された代表取締役が役割、貢献度、業績等を総合的に勘案、決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室が監査役会及び社外監査役を含めた監査役のサポートにあっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)  
取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款、「取締役会規程」その他の関連規程の定めに従い業務執行上の必須案件の決定や経営上の重要事項について審議を行うとともに、取締役、常勤監査役、社外監査役が出席することで、重要事項の決定に対する牽制機能を持っております。また取締役会及び執行役員組織は、相互牽制機能が適切に機能するように構成されており、取締役会が執行役員組織を管理統制する役割を担っております。

(監査役・監査役会)  
当社の監査役は3名のうち2名を社外監査役で構成しており、取締役会等重要な会議に出席して適宜意見陳述を行い、必要に応じて聞き取りを行う等、取締役会から独立した公正な監査を行っております。また常勤監査役は、グループ営業会議に出席し、取締役及び執行役員からその職務の執行状況を聴取するとともに稟議書類等の閲覧を行っております。さらに、原則、月1回開催しています監査役会において、これらの情報が月次報告事項として各監査役に報告されております。

(内部監査)  
当社では、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、取締役会にて承認を受けた内部監査年間計画に基づいた監査を行い、法令、定款、社内規程及び業務マニュアルへの準拠性を高め、経営の合理化・効率化と業務の適正な運営のための内部統制が適切に構築・運用されているか評価のうえ、改善のための提案を行い、定期的に取締役会に報告する体制を構築しております。

(会計監査人)

当社の会計監査業務は、明誠監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、指定社員 業務執行社員 武田 剛氏、西谷 富士夫氏(継続監査年数2年)であります。

(監査役の機能強化に関する取組状況)

監査役と会計監査人及び内部監査との連携は「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおり、各々と定期的に意見交換及び会合を持ち、情報交換を行い、相互の機能を補完しながら、厳正かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、独立性の高い社外監査役2名が監査を実施しており、社外からの経営監視という点では、十分に機能する体制が整っていると考えられるため、社外取締役を選任しておりません。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の進行においては、株主の皆様に対してよりわかりやすい説明を行うべく、業績、事業内容等をビジュアル化し、スライドを用いて説明しております。また議決権行使の結果及び賛否の票数を当社ホームページに掲載しております。

#### 2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて「ディスクロージャーポリシー」( <a href="http://www.hd.emcom.jp/ir/disclosure/">http://www.hd.emcom.jp/ir/disclosure/</a> )を公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「株主・投資家の皆様へ」( <a href="http://www.hd.emcom.jp/ir/">http://www.hd.emcom.jp/ir/</a> )を設け、適時開示資料、決算情報をはじめとしたIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示責任者は代表取締役副社長であり、管理本部経営企画部内にIR担当者を配置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「EMCOMホールディングスグループ行動規範」( <a href="http://www.hd.emcom.jp/company/conduct/">http://www.hd.emcom.jp/company/conduct/</a> )を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定いたしております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の基本方針に則して、法令と社会倫理を遵守し、会社の業務の適正を確保する内部統制システムの構築に関して、以下の10項目を基本方針とする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 社は並びに経営の基本方針を示す「EMCOMホールディングスグループ行動規範」の徹底を図るため、管理本部総務人事部にコンプライアンスを担当する部署を設け、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
  - (2) 管理本部経営企画部に全社的な内部統制体制を整備、構築する内部統制チームを設け、業務プロセスの可視化、適正化を推進する。
  - (3) 代表取締役社長が直轄する内部監査室は、全社的な内部統制体制及び業務プロセスの適正性を評価のうえ、改善のための提案を行い、それらの結果を定期的に取締役会に報告する。
  - (4) 役員が法令違反やその疑いのある行為等について、直接通報や相談のできる外部ホットライン(社外弁護士)を設置するとともに、「内部通報規程」により通報者を保護する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る文書を定められた期間保存する。
  - (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 内部統制チーム主導により、各種リスクへの対応策を策定し、取締役会に報告する。定期的にこれらリスクの洗い替えを行い、内部監査室は、その対応状況をモニタリングする。
  - (2) 代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査役、及び執行役員により編成されるグループ営業会議において、グループ各社に横断的に存在するリスクを共有し、その対応策を協議する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会において、各事業部門及び管理部門を管掌する執行役員を選任し、業務執行における責任体制を確立させる。
  - (2) 毎週開催されるグループ営業会議において、各事業部の業務進捗状況を共有し、経営目標達成のための方策をグループとして協議検討する。
  - (3) 業務執行を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を各規程に定める。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 代表取締役社長は、必要に応じて子会社の代表取締役会長を兼任し、当社グループの業務執行全般を統括する。
  - (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な意思決定は、当社の取締役会が事前承認を行う。
  - (3) 内部監査室は、自ら又は子会社の内部監査担当部門と協働して子会社に対する内部監査を実施する。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役が求めた場合には、監査役の業務を補助する使用人を置く。
  - (2) 当該使用人の任免、異動、評価等の人事権の行使は、監査役会の意見を尊重したうえで取締役会が決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 監査役は、取締役会のほか、グループ営業会議に出席し、取締役及び執行役員からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - (2) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令、定款違反その他当社に重要な影響を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告し、また、監査役が求めた場合には、自己の職務の執行状況を随時報告する義務を負う。
8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、連携を図り監査の実効性を確保する。
9. 信頼性のある財務報告を確保するための体制
  - (1) 財務報告の作成にあたっては、法令及び公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。
  - (2) 代表取締役社長は、信頼性のある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うとともに、不備事項については適時に改善を実施する。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社は、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、暴力団等の反社会勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨む。またその旨をグループ行動規範の中に定め、全役員への周知を徹底する。さらに、当社は、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行い、事案発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、暴力団等の反社会勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨むこと、またその旨を「EMCOMホールディングスグループ行動規範」の中に定め、全役員への周知を徹底いたしております。  
また、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行い、事案発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでまいります。  
当社の会社情報の適時開示体制の概要は下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、「EMCOMホールディングスグループ行動規範」において、「株主、投資家の皆さまに対し、会社の経営状況、事業活動等の企業情報を関係法令に従って、適時、適切かつ積極的に開示します。」と定め、これをグループの基本方針としており、すべての株主及び投資家の皆様に対して、公平かつ正確な情報を適宜適切に提供するために、金融商品取引法及び株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場スタンダード）の定める『上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則』（以下、『適時開示規則』という）に沿って情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、投資家の皆様当社をご理解頂くうえで有用と判断されるものについては積極的に開示を行ってまいります。

2. 情報取扱責任者及び適時開示に係る担当部署

情報取扱責任者は代表取締役副社長であり、適時開示に係る担当部署は管理本部経営企画部であります。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社または当社の連結子会社において発生もしくは決定する重要事実及び決算情報について、その重要事実に関わる責任者から、代表取締役社長、情報取扱責任者、情報開示担当者へ詳細が報告され、会社法及び取締役会規程によって、当該重要事実の取締役会決議が必要な場合、その決議を行います。

4. 適時開示について

当社または当社の連結子会社において発生もしくは決定する重要事実及び決算情報は、金融商品取引法等の諸法令及び適時開示規則に則り、適時開示に係る担当部署にて開示の必要について調査確認を行った後、TDnet、EDINET及び当社ホームページ等を通じて迅速な情報開示を行います。

模式図

